



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年8月7日金曜日 第735号

◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（人事課）… 455

告 示

- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）… 456
- 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（4件）……………（経営支援課）… 456
- 解除予定保安林……………（森林整備課）… 458
- 落札者等の告示……………（河川課）… 458
- 河川整備計画の策定（3件）……………（ 〃 ）… 458
- 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 459
- 道路の供用開始（ 〃 ）……………（ 〃 ）… 459
- 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）……………（ 〃 ）… 459
- 道路の供用開始（ 〃 ）……………（ 〃 ）… 459
- 医師の指定……………（福祉総合支援センター）… 460
- 指定医師の所在地の変更……………（ 〃 ）… 460
- 指定医師の辞退の届出……………（ 〃 ）… 460

公 告

- 愛媛県地域衛星通信ネットワーク第3世代衛星系設備更新整備業務……………（防災危機管理課）… 460
- パソコンネットワーク学習システムの借入れ……………（教育総務課施設厚生室）… 461

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第36号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合	（休業補償を行わない場合） 第7条の2 条例第8条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 （1）拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合_____、 労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第2条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合

(2) 省略

(葬祭補償の額)

第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、330,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

(2) 省略

(葬祭補償の額)

第7条の4 条例第15条に規定する規則で定める金額は、315,000円に補償基礎額の30倍に相当する額を加えた金額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年愛媛県条例第26号）第6条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

3 令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

告 示

○愛媛県告示第869号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有効期限
片木脳神経外科	今治市別名274番地	医療法人 隆典会	令和11年7月21日まで

○愛媛県告示第870号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 日
スーパーセンタートライアル松山空港通り店	松山市高岡町383番1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー代表取締役石橋 亮太	株式会社トライアルカンパニー代表取締役永田 洋幸	令和8年4月1日	令和8年7月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
セブンスター六軒家店	松山市六軒家町53番1 外	大規模小売店舗を設置する者の住所	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号	令和8年5月11日	令和8年7月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第871号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
フレスポ今治	今治市衣干町四丁目 61番1号 外15筆	大規模小売店舗を設置する者の住所	大阪府大阪市中央区 農人橋二丁目1番36号	大阪府大阪市中央区 北浜四丁目1番1号	令和8年 5月11日	令和8年 7月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第872号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 年 月 日
スーパーセンタートライアル西条店	西条市樋之口808-1	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 石橋 亮太	株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 洋幸	令和8年 4月1日	令和8年 7月27日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名				
フレスポ西条	西条市新田字市塚新田155番地 外21筆	大規模小売店舗を設置する者の住所	大阪府大阪市中央区 農人橋二丁目1番36号	大阪府大阪市中央区 北浜四丁目1番1号	令和8年 5月11日	令和8年 7月27日
フレスポ西条Ⅱ	西条市新田字市塚新田162番2 外10筆	大規模小売店舗を設置する者	大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区 農人橋二丁目1番36号 代表取締役 北 哲弥 オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号 代表執行役 井上 亮	大和リース株式会社 大阪府大阪市中央区 北浜四丁目1番1号 代表取締役 北 哲弥 オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目4番1号 代表執行役 高橋 英文	令和8年 6月23日 ほか	令和8年 7月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第873号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレスポ大洲	大洲市徳森字官方281-1 外	大規模小売店舗を設置する者の住所	大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号	大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番1号	令和8年5月11日	令和8年7月27日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
イ 当該大規模小売店舗の名称
ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第874号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 解除予定保安林の所在場所

- 新居浜市七宝台町乙73の55
2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
3 解除の理由
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

○愛媛県告示第875号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
水防警報等発表システム等改修業務の委託 一式	愛媛県土木部河川港湾局河川課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和8年7月27日	株式会社東芝四国支社 香川県高松市寿町二丁目2番地7	63,175,200円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定による。

○愛媛県告示第876号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、大谷川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予

地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第877号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、立岩川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。
（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁及び中予地方局建設部に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第878号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、頓田川水系河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、河川整備計画を次のとおり策定した。
（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を愛媛県庁並びに東予地方局建設部及び今治土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町小島字竹ノクヒ甲1171番5地先から 同町小島字竹ノクヒ甲1138番1地先まで	旧	メートル 4.4～32.8	キロメートル 0.300	
		西宇和郡伊方町小島字竹ノクヒ甲1171番7から 同町小島字竹ノクヒ甲1138番1地先まで	新	4.6～38.0	0.300	

○愛媛県告示第880号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町小島字竹ノクヒ甲1143番1地先から 同町小島字竹ノクヒ甲1138番1地先まで	令和8年8月7日

○愛媛県告示第881号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字大水乙953番13地先から 同町二見字鳥津乙955番7地先まで	旧	メートル 6.0～10.5	キロメートル 0.037	
		西宇和郡伊方町二見字鳥津乙955番9から 同町二見字鳥津乙955番7地先まで	新	10.8～42.5	0.037	

○愛媛県告示第882号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町二見字鳥津乙955番9から 同町二見字鳥津乙955番7地先まで	令和8年8月7日

○愛媛県告示第883号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	西条中央病院	能田淳平	西条市朔日市804番地	令和8年8月1日
心臓機能障害	循環器内科	喜多医師会病院	本田遼佑	大洲市東大洲1563番地1	令和8年8月1日
肢体不自由	整形外科	井関整形外科・皮膚科	井関順正	西予市野村町野村11号110番地	令和8年8月1日

○愛媛県告示第884号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
鈴木勝明	鈴木整形外科・外科	宇和島市吉田町北小路96番地2	医療法人青峰会真網代くじらリハビリテーション病院	八幡浜市真網代甲229番地	令和8年8月1日

○愛媛県告示第885号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
視覚障害	眼科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	中城珠里	東温市志津川	令和8年7月8日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県地域衛星通信ネットワーク第3世代衛星系設備更新整備業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県地域衛星通信ネットワーク第3世代衛星系設備更新整備業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書による。

(4) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、委託に係る費用の総額とする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度、令和9年度及び令和10年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 「特定調達参加希望」の登録をしている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 入札参加資格確認申請期限の日から開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (4) 業務期間中において、一般財団法人自治体衛星通信機構（以下「L A S C O M」という。）が実施するL A S C O M第3世代網の接続施工に関する講習の受講実績を有する技術者を雇用し、L A S C O Mとの技術的なやり取りを円滑に実施できる体制の確保を証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県県民環境部防災局防災危機管理課
防災訓練・情報グループ
〒790-8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912-2318

- (2) 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出するか、又は令和8年9月18日（金曜日）午前10時00分まで（必着）に(1)に掲げる場所に郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。

- (3) 入札説明書の交付方法

ア (1)に掲げる場所で交付する。

イ 交付期間

公告の日から令和8年8月28日（金曜日）まで。ただし、執務時間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に限る。

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年9月18日（金曜日）午後1時30分
愛媛県庁第一別館3階 災害対策室

- (5) 入札書の提出方法

持参又は郵便等により提出すること。電送による提出は認めない。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 確認申請書の受領期限
令和8年8月28日（金曜日）午後5時15分までに、3の(1)に掲げる場所へ持参して提出、又は郵送すること。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を期間内に確実に遂行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

ついては、次の事項に留意すること。

ア 調査基準価格が設定されていること。

イ 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。

ウ 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: The 3rd generation regional satellite communications network system, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 18 September 2026
(tenders submitted by mail: 10:00 a.m., 18 September 2026)
- (3) For further information, please contact: Disaster Preparedness Drill and Information Group, Disaster Prevention and Crisis Management Division, Disaster Prevention Subdepartment, Public Affairs and Environment Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
Tel 089-912-2318

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年8月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
パソコンネットワーク学習システムの借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
パソコンネットワーク学習システム一式（使用にあたり必要な周辺機器、ソフトウェア、搬入、据付け、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
令和9年3月1日から令和14年2月28日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
ア 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金

額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8年度から令和10年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められ、かつ、「特定調達参加希望」の登録をしている業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに、要求する仕様の機器を確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入期間の開始までに、借入物品に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (5) 下記の企業認定・認証の何れかを取得している者であること。

・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証
・「プライバシーマーク」認証

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課施設厚生室施設グループ

〒790-8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)907-5520

- (2) 入札書の受領期限

令和8年9月10日（木）午前8時30分から同年9月16日（水）午前9時59分までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、9月15日（火）午後5時15分までに必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

令和8年8月24日（月）までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県ホームページにおいて公表する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和8年9月16日（水）午前10時00分

愛媛県庁第一別館10階 教育委員会会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和8年8月28日（金）午後5時15分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Computer

Equipment and Related Services for Installing Terminal Unit, for the prefectural school LAN (Local Area Network), 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 16 September 2026

(tenders submitted by mail: 5:15 p.m., 15 September 2026)

- (3) For further information, please contact: Facility Section,

Office of Facility and Welfare, Education and General Affairs Division, Ehime Prefectural Board of Education, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan
TEL 089-907-5520